

付 錄

1. ゴロンガン・カルヤ綱領
2. 統一マレ一人国民組織規約
3. 人民行動党規約
4. タイ政党関係法規

1. ゴロンガン・カルヤ綱領（1988年）

前文

1945年8月17日に宣言されたインドネシアの独立は「アンペラ」⁽¹⁾に端を発し、かつ全てのインドネシア民族(bangsa)および全ての生を受けたインドネシアの大地を保護し、公共の福祉を向上させ、民族生活を教育あるものにするとともに、独立、恒久平和、社会正義に基づく世界秩序の構築に参加するという民族の理想を実現しようとする願望に支えられたものである。

この独立の理想は、理念的基盤であるパンチャシラ⁽²⁾と法的基盤である1945年憲法に基づき、民族の統合・統一を維持し、あらゆる生活領域を物質的にも、精神面にも均整のとれた方法で開発することによってのみ達成することができる。

民族と社会の生活は、学問や技術の進歩、ならびにインドネシア民族の個性を体現した人生観、生活の価値観に適合した職能性(kekaryaan)を通して、不斷の進展が求められている。

この独立の理想を自覚し、各職能人(karyawan)は、ヌサンタラ構想⁽³⁾を実現し遂行すべく、恒久に民族統一の完全性を護り、民族集団⁽⁴⁾、異国の先祖を有する者⁽⁵⁾、宗教および唯一至高神信仰徒⁽⁶⁾、ならびにインドネシアに暮らす各集団の調和を維持することを特に考慮して、インドネシア民族の個性に適した生活を保証し、国民(rakyat)の物質面、精神面の福祉の向上を速め、高邁な人間道徳を養い、国民の知的向上を図り、パンチャシラ民主主義を確立し、社会正義を形成する努力を行なうことによって、独立を実体あるものにしようという堅い決意をもった社会・政治勢力として成長し発展する。

職能(karya)、職能性および職能人の成長と発展は、実際には1945年8月17日に独立が宣言され、1945年憲法が発布された状況下すでに存在していた。

しかし、インドネシアの社会的、政治的情勢の展開ゆえに、ゴロンガン・カルヤはインドネシア共和国の国民、民族、国家(negara)の開発のために職能および職能性を捧げるための手段として、単一の場に集結し、自ら組織化する機会がなかった。

これは1945年8月17日の独立宣言および1945年憲法の理念からの逸脱があったためであり、「新秩序」体制、すなわちインドネシア共和国国民・民族および国家の全ての生活が再びパンチャシラおよび1945年憲法の純粋な実践に基づくことを望んだ体制によって修正された。

このように「新秩序」の本質は、パンチャシラおよび1945年憲法の実践の枠組みにおける継続的革新と開発を要求する精神的姿勢であり、それゆえにゴロンガン・カルヤは開発のための職能に模範を求め、個人や団体よりも国民、民族および国家の利益を優先する姿勢をとらなければならない。

ゴロンガン・カルヤは「新秩序」の本質を支えるものであり、パンチャシラおよび1945年憲法に基づいた公正で繁栄する社会を形成すべく、労働の環境と種類に応じて、すべての社会的、専門的、技術的な領域で職能および職能性を向上させることによって、進取の精神、基本的姿勢、道徳心および継続的開発を体现するものである。

以上のことにかんがみ、唯一至高神の恩寵により、全てのインドネシア職能人は以下の綱領をもつ単一の組織に自らを集結する。

第Ⅰ章　名称、設立日、所在地

第1条

- (1) 当組織はゴロンガン・カルヤと称し、ゴルカルと略称する。
- (2) ゴロンガン・カルヤは、1964年10月20日ジャカルタに設立された。組織としての期限は、これを設けない。
- (3) 組織の中央指導部は、インドネシア共和国の首都にこれを定める。

第II章 主権

第2条

組織の主権は構成員に属し、全国大会によって完全に行使される。

第III章 性格および機能

第3条

- (1) ゴロンガン・カルヤは職能および職能性を志向する社会・政治集団である。
- (2) ゴロンガン・カルヤは第(1)項に示したとおり次の機能を有する。
- a. パンチャシラおよび1945年憲法に基づいた、物質的・精神的に公正で繁栄する社会を築く理想を実現するため、労働・職業の種類と労働・職能の環境に応じた共通の願望を有する社会構成員が集まる場であること。
 - b. 民族集団、異国の先祖を有する者、宗教および唯一至高神信仰徒を問わず、パンチャシラの支持、実践および擁護を行ない、開発計画を志向すること。
 - c. 社会、民族および国家の全ての生活面において、国民の要望を受け入れ、一体化し、導入し、そのために闘争するとともに、国民の政治意識を向上させ、幹部を養成すること。

第IV章 原則、目的および主要任務

第4条

ゴロンガン・カルヤはパンチャシラを原則とする。

第5条

ゴロンガン・カルヤの目的は次のとおりである。

- a. パンチャシラおよび1945年憲法を維持し、遵守し、実践する。
- b. 1945年憲法に示された民族の理想を実現する。
- c. 統一国家インドネシア共和国において、パンチャシラおよび1945年憲法に基づき、公正で、繁栄し、物質面、精神面ともに公平な社会を創造する。
- d. パンチャシラ民主主義の生活を発展させる。

第6条

(1) 第5条に示した目的を達成するため、ゴロンガン・カルヤの主たる任務には、国家の強靭性を高めるための、イデオロギー、政治、経済、宗教および唯一至高神信仰、社会・文化および国家安全保障の各分野が含まれる。

(2) イデオロギ一分野：

民族の生活観、国家の基礎、国民のイデオロギーとして1945年憲法の前文に述べられているパンチャシラを擁護し、維持し、遵守し、実践する。

(3) 政治分野：

- a. 民主的、立憲的統一国家であるインドネシア共和国を維持し、国家政策大綱および他の国民協議会決定を遵守し、実践する。
- b. ヌサンタラ構想を実現し遂行すべく、民族の統一性を向上させ、国民の規律と注意力を高め、恒久なる民族統一の完全性を保証、維持し、民族集団、異国の先祖を有する者、宗教および唯一至高神信仰徒、ならびにインドネシアに暮らす各集団を問わず、その生活の調和を保証、維持するよう不断の努力を行なう。
- c. 清潔で、指導力があり、効率的、効果的な強固な政府を形成するよう努力する。
- d. インドネシア人の個性に適合した政治の革新・開発事業を継続すると

ともに、パンチャシラ民主主義をより堅固にすべく、すべての国民に政治教育を実施する。

- e. 民主的、立憲的で強く、指導力を有する国民指導の継続を保証するよう努力し、垂直的にも水平的にも国家機関間の関係の調和を保持し、育成する。
- f. 例外なくすべての国民に対する保護政策として、法の適用と秩序を確立する。
- g. 国民の利益に奉仕する自由・積極外交を実施し、恒久的で、公正かつ繁栄した世界平和を創造するため、諸外国および国際機関との協力関係を発展させる。

(4) 経済分野：

- a. 開発の継続を保証するため、生産への社会の参加を増加し、拡大し、雇用機会・分野を拡張し、労働力の質・能力の向上と保護をはかり、国民生産、国民所得、および公正で平均化した開発成果の分配を増加させる。
- b. 公平な国民福祉の向上を実現するため、経済民主主義の原則に適合した協同組合、国有事業体、民間企業の発展事業を推進する。

(5) 宗教および唯一至高神信仰、社会・文化分野：

- a. 宗教および唯一至高神信仰の教義に適合した唯一至高なる神への帰依心を高める。
- b. 国民の知性と技術を高める努力によって、国民的立場に立ったインドネシアの人間と社会の質的向上をはかり、高貴なる人道的徳性を守ることで、思考と行動の成熟性および物質面、精神面での生活の均衡を身に付ける。
- c. 民族闘争の理想の継承世代であり、国家開発の人的資源である若年世代の育成・発展事業を推進する。
- d. 開発の主体として女性の役割を向上させる。社会、民族、国家生活における女性の役割の向上を勝ち取るとともに、健康で平和な家庭の形

成を含めて、開発への女性参加の質と度合を高める。

(6) 国家安全保障分野：

- a. 民族闘争を護持するための能力を高める。
- b. 国家開発を成功させるために、政治、経済、社会、文化の安定が保持されるよう、国家の安全と秩序の保障に向けて努力する。
- c. 民族および国家の理想を形成するための任務を背負うことにおいて、特に、国軍の二重機能の実践および国軍と国民の一体化の実行を促進すべく、国軍との緊密な協力関係を築く。

第V章 信条および誓約

第7条

- (1) ゴロンガン・カルヤは「カルヤ・シアガ・ガトラ・プラジャ」⁽⁷⁾と称する信条を有する。
- (2) ゴロンガン・カルヤの信条は、職能および職能性、ならびにゴロンガン・カルヤの闘争のなかで明白に職能および職能性の発展と実行に関わる諸概念の根底をなすゴロンガン・カルヤの思想の統合体である。
- (3) ゴロンガン・カルヤの信条は、イデオロギー、政治、経済、社会・文化、国防、治安および他の社会的側面におけるすべての活動と事業を実行するうえでの指針、手本、および教導となるものである。

第8条

- (1) ゴロンガン・カルヤは「パンチャ・バクティ」⁽⁸⁾と称する誓約を有する。
- (2) ゴロンガン・カルヤの誓約は、ゴロンガン・カルヤの理想と目的を実現するため、ゴロンガン・カルヤの信条の修得のあかしとして、ゴロンガン・カルヤの統一意思を明確化することである。
- (3) ゴロンガン・カルヤの誓約は、ゴロンガン・カルヤの闘争を実行する上で精神を支え、鼓舞するものである。

第VI章 属性

第9条

ゴロンガン・カルヤは旗または象徴、 およびゴロンガン・カルヤの歌から成る属性を有する。

第VII章 構成員および幹部

第10条

- (1) ゴロンガン・カルヤの構成員は、 組織規約で定める条件を満たすインドネシア共和国国民で、 自発的に構成員になるための申請を行なった者とする。
- (2) ゴロンガン・カルヤの幹部は、 組織規約で規定する組織を動かす中心的力となるゴロンガン・カルヤの構成員とする。

第VIII章 構成員の義務および権利

第11条

各構成員は次の義務を有する。

- a. 組織の名前および名誉を高く掲げる。
- b. 綱領、 組織規約、 内規および規律を遵守する。
- c. 組織の計画を積極的に遂行する。

第12条

- (1) 各構成員は次の権利を有する。
 - a. 発言権および投票権。
 - b. 選挙権および被選挙権。
 - c. 自己弁護をする権利。
- (2) 本条第(1)項に示した構成員の権利の行使は、 組織規約においてこれを定

める。

第IX章 組織構成、指導部の権限および義務

第13条

- (1) 組織の構成は、それぞれ中央執行委員会、1級自治体執行委員会、2級自治体執行委員会が指導する中央組織、1級自治体組織、2級自治体組織から成る。
- (2) それぞれの郡町および村では、2級自治体執行委員会の執行者として1名の執務官を定める。執務官は数名の助役によって補佐される。

第14条

- (1) 中央執行委員会は、集合的性格を有する最高執行機関である。
- (2) 中央執行委員会は、次の権限を有する：
 - a. 紹領、組織規約、全国レベルの大会および会議の決議、ならびに他の内規に従って、全国レベルの組織政策を決定する。
 - b. 1級自治体執行委員会の構成および人事を承認する。
- (3) 中央執行委員会は次の義務を有する：
 - a. 全国大会に責任を与える。
 - b. 紹領、組織規約、全国レベルの大会および会議の決議、ならびに他の内規に従って、組織の全ての決定および政策を遂行する。

第15条

- (1) 1級自治体執行委員会は、1級自治体における集合的性格を有する執行機関である。
- (2) 1級自治体執行委員会は次の権限を有する：
 - a. 紹領、組織規約、全国レベル、1級自治体の大会および会議の決議、ならびに他の内規に従って、1級自治体における組織政策を決定する。

- b. 2級自治体執行委員会の構成および人事を承認する。
- (3) 1級自治体執行委員会は次の義務を有する：
- a. 1級自治体の大会に責任を与える。
 - b. 綱領、組織規約、全国レベル、1級自治体の大会および会議の決議、ならびに他の内規に従って、1級自治体の組織のすべての決定および政策を遂行する。

第16条

- (1) 2級自治体執行委員会は、2級自治体における集合的性格を有する執行機関である。
- (2) 2級自治体執行委員会は、次の権限を有する：
- a. 綱領、組織規約、全国レベル、1級自治体、2級自治体の大会および会議の決議、ならびに他の内規に従って、2級自治体における組織の政策を決定する。
 - b. 郡、村における執務官と助役の構成および人事を決定する。
- (3) 2級自治体執行委員会は、次の義務を有する：
- a. 2級自治体の大会に責任を与える。
 - b. 綱領、組織規約、全国レベル、1級自治体、2級自治体の大会および会議の決議、ならびに他の内規に従って、組織の全ての決定および政策を遂行する。

第X章 諮問審議会、評議審議会および顧問審議会

第17条

ゴロンガン・カルヤは中央に諮問審議会、1級自治体に評議審議会、2級自治体に顧問審議会を有する。

第18条

- (1) 諮問審議会はゴロンガン・カルヤの中央執行委員会に方向性、指示、評価、提言、助言を与える機関とする。
- (2) 諮問審議会は第(1)項に示した権限に加えて、組織規約で定める特別権限を有する。
- (3) 評議審議会および顧問審議会は、ゴロンガン・カルヤの地方執行委員会に指示、評価、提言、助言を与える機関とする。
- (4) 諮問審議会、評議審議会、および顧問審議会の構成、地位、任務、権限および責任は別に組織規約でこれを定める。

第XI章 会派

第19条

- (1) ゴロンガン・カルヤは各国民協議・代表機関において、開発職能会派と称する会派を有する。
- (2) 開発職能会派はゴロンガン・カルヤ執行委員会に責任を有するとともに、各国民協議・代表機関においてゴロンガン・カルヤの政策を遂行する機関である。
- (3) 開発職能会派の主要任務は、民族の理想を実現するというゴロンガン・カルヤの理想を獲得すべく闘うために、ゴロンガン・カルヤの執行委員会によって定められた政策を遂行することである。

第XII章 社会組織および職業・職能組織との関係

第20条

- (1) ゴロンガン・カルヤは、パンチャシラおよび1945年憲法に基づいた公正で、物質的にも精神的にも繁栄する社会を形成するために、ゴロンガン・カ

ルヤ大家族の系列に歴史的繋がりを有する社会組織、職業・職能組織と協力関係を結ぶ。

(2) ゴロンガン・カルヤはまた、パンチャシラおよび1945年憲法に基づいた公正で、物質的にも精神的にも繁栄する社会を形成する努力をより高めるために、法律規定に示されたように、社会組織および他の機関と協力関係を結ぶ。

第XIII章 大会および会議

第21条

(1) 大会および会議には以下のものがある：

- a. 全国大会
- b. 特別全国大会
- c. 全体指導会議
- d. 地方大会
- e. 全国運営会議
- f. 地方運営会議

(2) 全国大会は組織の最高権力保持機関であり、少なくとも5年に一度開催され、次の権限を有する：

- a. 綱領および組織規約を決定もしくは改正する。
- b. 組織の一般計画を決定する。
- c. 諮問審議会報告を受理する。
- d. 中央執行委員会の責任を評定する。
- e. 中央執行委員会の委員を選出・決定する。
- f. 諮問審議会議長を選出・決定する。
- g. 他の決議事項を決定する。

(3) 特別全国大会は次の規定に従い、全国大会と同等の権限または権力を有する：

- a. 組織の存続が脅かされた場合、諮問審議会の招集に基づき開催される。
 - b. 1級自治体執行委員会の総数の3分の2以上の要請に基づき、中央執行委員会により開催される。
 - c. 上記a. b. 項に示した特別全国大会を招集する者は、同特別全国大会の開催に責任を与える義務がある。
- (4) 全体指導会議は中央執行委員会の招集に基づき、必要とされた場合に開催され、第(2)項に示した全国大会の権限に属するものを除いた決議を行なう権限がある。
- (5) 地方大会は少なくとも5年に一度開催され、次の権限を有する：
- a. 地方運営計画を作成する。
 - b. 評議審議会および顧問審議会の報告を受理する。
 - c. 地方執行委員会の責任を評定する。
 - d. 地方執行委員会の委員を選出する。
 - e. 評議審議会および顧問審議会の議長候補を選出する。
 - f. その権限の範囲内で他の決議事項を決定する。
- (6) 全国レベルの運営会議は少なくとも2年に一度開催され、一般計画の実施状況を評定し、それに続く実施事項を定める権限を有する。
- (7) 地方レベルの運営会議は少なくとも2年に一度開催され、地方運営計画の実施状況を評定し、それに続く実施事項を定める権限を有する。

第XIV章 定足数および議決

第22条

- (1) 第21条に示した大会および会議は定数の半分を越す出席があれば成立する。
- (2) 決議は原則として全会一致を得るための協議によるが、それが不可能な場合は多数決に基づいて決定される。
- (3) 指導部の選出に関する決議のための大会においては、第(1)項に示した出

席者の少なくとも3分の2以上の同意を必要とする。

(4) 綱領の改正に関しては特別に次のように定める：

- a. 定数の3分の2以上の出席を必要とする。
- b. 決議は出席者の3分の2以上の同意を得た場合に有効とする。

第XV章 財政

第23条

財源は次のものから得られる：

- a. 構成員の会費。
- b. 用途を制約されない献金。
- c. 他の合法的な事業。

第XVI章 組織の解散

第24条

- (1) 組織の解散は、第22条(4)項aに示した定足数規定に従い、解散のために特別に開催される全国大会によってのみ、これを実施することができる。
- (2) 組織の解散において組織の財産は、インドネシアの社会団体および機関に譲渡することができる。

第XVII章 暫定規定

第25条

既存の規定および機関は、未改正かつ本綱領に反しない限り、引き続き有効とする。

第XIII章 最終規定

第26条

- (1) 約領に定められていない事項は、組織規約もしくは内規でこれを定める。
- (2) 本約領は採択日から有効とする。

採択地：ジャカルタ

採択日：1988年10月24日

第4回ゴロンガン・カルヤ全国大会指導部

議長：ハルモコ

副議長：ウトヨ・ウスマン法学修士

書記：H i K. ストモ

委員：イマム・スダルウォ

委員：KGPH. H. マンクブミ法学修士

委員：H. スジマン

委員：ジャスマン・ウォンソアトモジョ

- (1) : Ampera: Amanat Penderitaan Rakyat (1945年憲法の前文に盛り込まれた精神とされる「苦悩する人民大衆の訴え」。スカルノの演説のなかで政治スローガンとしてしばしば用いられた)
- (2) : Pancasila 「建国五原則」
- (3) : Wawasan Nusantara (インドネシアの統一原則を支える領海構想)
- (4) : suku (suku bangsa) (現地系の民族〔言語〕集団)
- (5) : keturunan (中国系, インド系, アラブ系等のインドネシア国民)
- (6) : Kepercayaan terhadap Tuhan Yang Maha Esa 「唯一至高神信仰」(教育文化省が管轄する公認宗教以外のインドネシア土着の諸信仰)
- (7) : Karya Siaga Gatra Praja (スルヨ・スンコロと呼ばれる紀年銘で, 「職能は国家構築の用意あり」の意。ゴルカルの設立年1964年のそれぞれの数字の数意にあたる単語を選択, 文章化したもの)
- (8) : Panca Bhakti 「5つの奉仕」

(訳出に用いたテキストは, *Memperingati 25 tahun Golongan Karya*, ジャカルタ, Dewan Pimpinan Pusat Golongan Karya 1991年 の綱領 [24~35ページ] の部分である。)